

議案第64号

逗子市下水道条例の一部改正について

逗子市下水道条例の一部を次のように改正する。

令和元年12月3日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市下水道条例の一部を改正する条例

逗子市下水道条例（昭和47年逗子市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項第1号を次のように改める。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第5条第4項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第5条第7項に次の1号を加える。

(7) 第4項第1号若しくは第4号又は第5号のいずれかに該当するに至ったとき。

第6条の2第4項第1号を次のように改める。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第6条の2第4項第2号中「第7項」を「第8項」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第6条の2第7項を同条第8項とし、同条第6項中「責任技術者から前項」を「前2項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該責任技術者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状

態となったときは、市長に届け出なければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の公布に伴い、成年被後見人等に係る欠格条項を設けている規定等の整備を行うに当たり、改正の要あるため提案する。